



令和5年度
茨木市プレミアム付商品券発行事業
茨木市

茨木市内に店舗や事業所等がある
事業者の皆さまへ

2,000円で5,000円分のお買い物ができるお得な商品券!

笑顔あふれる暮らしを応援!
**エールいばらき
プレミアム付商品券**



登録
無料

取扱店 募集!



茨木市では、昨今の急激な円安や原油高等に起因した物価高騰等により影響を受ける市民に対し、市内飲食店や小売店舗等で利用できる商品券を発行することにより、消費行動を喚起し、市内産業の活性化を図るために、「エールいばらきプレミアム付商品券」を発行することになりました。つきましては、商品券をお取り扱いいただける事業者を募集します。

登録は、「商品券発行事業ホームページ」(右のQRコード)のエントリーフォームから、
または商工会議所等の窓口に設置の「取扱店登録申込書」でお手続きください。
(いずれも7月10日以降より受付開始)



くわしくは裏面をご覧ください →

エールいばらきプレミアム付商品券取扱店募集業務：茨木商工会議所
〒567-8588 大阪府茨木市岩倉町2-150 立命館いばらきフューチャープラザ 1階
TEL.0120-997-544 yell@ibaraki-cci.or.jp

取扱いルールを
詳しく解説!

「エール商品券」取扱店説明会

日時 令和5年8月22日(火) 10:30~13:00~/14:30~ 場所 茨木市福祉文化会館 3階 302号室
(茨木市駅前四丁目7-55)

商品券の取り扱いをガイダンス(商品券の受け取りから換金までの流れなどの説明)

取扱店募集!



最大
6,000円
お得!

販売対象 令和5年7月1日時点で、茨木市に住民票があるすべての世帯

販売価格 【1冊】2,000円(1世帯2冊まで購入可) 【額面】1冊 5,000円(500円券×10枚綴り)
【内訳】全店共通券 6枚 + 小型店専用券 4枚

発行冊数 約 260,000冊 **使用有効期間** 令和5年10月2日(月)～令和6年1月31日(水)

【取扱店登録資格について】

参加店舗は市内に事業所または店舗がある次の事業者以外とする。
 ただし、個別に茨木市が認めた事業所または店舗はこの限りでない。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者。
- ②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者。

商品券の利用対象にならないもの

- ・金融商品
- ・たばこ
- ・商品券プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・各参加店舗が利用対象外として指定するもの
- ・その他、茨木市が指定するもの

取扱店登録について

●取扱店登録期間

1次締切

令和5年
8月31日(木)まで

※取扱店一覧パンフレットおよび専用ホームページに掲載。

2次締切

令和6年
1月10日(水)まで

※専用ホームページに掲載。

●取扱店登録方法

① スマートフォン・タブレットから
QRコードを読み込んでください →



② パソコンから 検索してください

エールいばらきプレミアム付商品券



③ 茨木商工会議所 窓口 or 郵送

「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入いただき、通帳の見開き1ページ目のコピーを添えてお申し込みください。

【送付先】茨木商工会議所(取扱店募集係)

〒567-8588 茨木市岩倉町2-150 立命館いばらきフューチャープラザ1階

※窓口受付/平日 9:00～17:15(定休日 土・日・祝)

【申込書の配布場所】茨木商工会議所/市役所商工労政課
茨木にぎわい亭

換金について

●換金期間

令和5年 10月2日(月)～令和6年 2月15日(木)

以下の7回を締め日とし、10営業日後を目途に申込時に登録いただいた口座へ振り込みます。

令和5年

10月17日(火)

11月10日(金)

11月30日(木)

12月15日(金)

令和6年

1月10日(水)

1月26日(金)

2月15日(木)

※締め切り後、茨木商工会議所よりご指定口座へ振り込みます。
 ※期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

●換金手続き

取扱店様には、次の換金ツールをお渡しします。(各7枚)

- ①使用済商品券の送付用封筒
- ②換金請求書
- ③着払いゆうパックの送付伝票

①に使用済商品券と、枚数等を記入した②を同封し、③を貼り付けて、市内郵便局へお持ち込みください。受付は平日の9時～17時です。土日祝の「ゆうパック」の発送は受付しておりません。(茨木郵便局のみ 平日7時～21時、土日祝7時～18時)

※17時を超えると翌日の取扱いとなる場合があります。

詳しくは、8月22日(火)の取扱店説明会にて説明いたします。



取扱店には
販促ツールを
ご用意

ポスター(A2)



当店では、**いずれの商品券も**
ご利用いただけます。

令和6年
10月2日(月)～1月31日(水)

●お問い合わせ(専用コールセンター) 0120-997-544

当店では、**全店共通券のみ**
ご利用いただけます。

令和6年
10月2日(月)～1月31日(水)

●お問い合わせ(専用コールセンター) 0120-997-544

ステッカー
(120×250mm)



※掲載のポスターとステッカーのデザインは
変更する場合があります。